

第20号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,716円」を「21,373円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,716円」を「21,373円」に、「42,746円」を「35,622円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」及び「の各年度」を削り、「26,716円」を「21,373円」に、「51,651円」を「49,870円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の中間市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,373円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,373円</u>」とあるのは「<u>35,622円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>21,373円</u>」とあるのは「<u>49,870円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>26,716円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>26,716円</u>」とあるのは「<u>42,746円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和元年度及び令和2年度の各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>26,716円</u>」とあるのは「<u>51,651円</u>」と読み替えるものとする。</p>